

<p>改正後</p> <p>(プログラムを用いた医療機器に対する配慮)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 プログラムを用いた医療機器のうち、他の機器及びネットワーク等と接続して使用する医療機器又は外部からの不正アクセス及び攻撃アクセス等が想定される医療機器については、当該医療機器における動作環境及びネットワークの使用環境等を踏まえ、適切な要件を特定し、当該医療機器の機能に支障が生じる又は安全性の懸念が生じるサイバーセキュリティに係る危険性を特定及び評価するとともに、当該危険性が低減する管理が行われていなければならぬ。また、当該医療機器は、当該医療機器のライフサイクルの全てにおいて、サイバーセキュリティを確保するための計画に基づいて設計及び製造されていなければならない。</p>	<p>改正前</p> <p>(プログラムを用いた医療機器に対する配慮)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>住所 東京都北区志茂4丁目5番6-902号 呉春美 平成3年4月14日生</p> <p>住所 東京都墨田区菊川2丁目10番2-801号 タムザイル・イシテイヤク・リドイ 平成7年12月9日生</p> <p>住所 名古屋緑区篠の風2丁目157番地2 姜龍 平成4年5月18日生</p> <p>住所 横浜市港北区篠原北2丁目19番34-1号 陳美恵 平成7年4月26日生</p> <p>住所 東京都足立区東伊興3丁目17番15号 許綾 平成9年6月14日生</p> <p>○厚生労働省告示第六十七号 医薬品 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)第四十一条第三項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十一条第三項の規定により厚生労働大臣が定める医療機器の基準(平成十七年厚生労働省告示第二百二十二号)の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用後に第十二条第三項に規定する医療機器については、この告示の規定にかかわらず、令和六年四月一日までの間、なお従前の例によることとする。</p> <p>令和五年三月九日 厚生労働大臣 加藤 勝信 (傍線部分は改正部分)</p>	<p>住所 東京都文京区千駄木2丁目48番18-301号 張鏡 平成5年5月13日生</p> <p>住所 東京都台東区池之端4丁目25番8号 フライング・デニー・ミラー 昭和29年12月15日生</p> <p>住所 東京都江東区豊洲5丁目5番1-2813号 暁瑠 平成元年9月1日生</p> <p>住所 大阪府吹田市糺山台1丁目1番7-1402号 趙明川 昭和47年7月5日生</p> <p>住所 昭和三十七年3月2日生 何芳 昭和三十七年3月2日生</p> <p>住所 平成22年6月19日生 趙千鶴 平成22年6月19日生</p> <p>住所 平成24年8月6日生 趙文謙 平成24年8月6日生</p>

○国土交通省告示第七十号  
航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第七十三条の規定に基づき、飛行制限区域を定める告示を次のように定める。  
令和五年三月九日  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

区 域	期 間	条 件
グランドプリンスホテル広島(北緯三十四度二十七分三十四秒東経百三十二度二十七分五十一秒)を中心とする半径二十五海里の円内区域	令和五年五月十八日から五月二十二日までの間、航空機の飛行に空気の飛行に関する危険を生ずるおそれがあることを国土交通大臣が別に定める期間	次の各号のいずれにも該当しない飛行であること。 一 海上保安庁の使用する航空機による警備を任務とする飛行 二 自衛隊の使用する航空機による警戒監視等を任務とする飛行 三 都道府県警察の使用する航空機による警備を任務とする飛行 四 気象状況、交通状況、離着陸を行う空港等を踏まえ、航空交通管制機関から飛行制限区域を飛行することを指示又は承認された飛行
2 国土交通大臣は、前項の表の中欄の規定により期間を定めるときは、航空情報により公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。 ○国土交通省告示第七十一号 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。 令和五年三月九日 国土交通大臣 斉藤 鉄夫		
(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 牛 沢 (二) 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域 秋田県山本郡三種町森岳 字牛沢 九番 一号から三号まで 二番一 十七号及び十八号 二番一 四号及び五号 二四番一 六号及び七号 二一番 八号 二〇番 九号及び十号 二五番六 十一号から十四号まで 二六番一 十五号 一一番一 十六号	(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 牛 沢 (二) 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域 秋田県由利本荘市牛寺 字境目 一七一番 一号 二〇三番二 二号、五号及び六号 二〇三番二 三号及び四号 地先道路敷 七号から九号まで 二八二番三 十号 二八二番四 十一号及び十二号 二八二番六 十一号及び十二号	
秋田県山本郡三種町森岳 字牛沢 九番 一号から三号まで 二番一 十七号及び十八号 二番一 四号及び五号 二四番一 六号及び七号 二一番 八号 二〇番 九号及び十号 二五番六 十一号から十四号まで 二六番一 十五号 一一番一 十六号	(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 牛 沢 (二) 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域 秋田県由利本荘市牛寺 字境目 一六五番 一号、二号、十八号及び十九号 一八八番 三号	